

災害時等における駐車場提供協力
に関する協定書

令和5年7月28日

青 梅 市

大和ハウスリート投資法人

災害時等における駐車場提供協力に関する協定書

青梅市（以下「甲」という。）と大和ハウスリート投資法人（以下「乙」という。）は、災害時等における駐車場提供の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内（以下「市内」という。）における災害時等に、地域住民等の財産の保護を図るため、甲が行う災害対策に関し、乙が協力することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時等 市内において、線状降水帯、台風その他の豪雨が発生し、または発生するおそれがある場合をいう。
- (2) 地域住民等 青梅市今井3丁目および藤橋3丁目ならびにその周辺地域の住民をいう。

（協力の内容）

第3条 甲は、災害時等において、事前に地域住民等が駐車場を使用する必要があると判断した場合は、乙に駐車場の使用にかかる協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請に対して、地域住民等の車両の緊急避難先として、乙が管理する東京都青梅市今井3丁目10番地9フォレオ青梅今井駐車場において、乙があらかじめ指定した区画を地域住民等に無償で使用させるものとする。

3 乙は、甲から第1項の規定による要請に対して、前項に規定する駐車場を使用させるに当たり、甲に対して使用料を請求しないものとする。

4 第2項の規定による駐車場を無償で開放する期間については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、乙に対して前条第1項の規定による要請を行うときは駐車場提供協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、事後速やかに要請書

を提出するものとする。

(報告)

第5条 甲は、乙から提供された駐車場の利用を終了する場合は、乙に駐車場提供終了報告書(様式第2号)で報告するものとする。

(返還)

第6条 甲は、乙から提供された駐車場の利用を終了する場合は、原状に復した上、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

2 前項の規定による原状回復に要する経費については、甲が負担するものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、乙の施設、備品等を甲の責めに帰すべき事由により汚損、破壊または滅失したときは、甲の負担により速やかに原状を回復し、または乙の被った損害を賠償するものとする。

2 甲および乙は、第3条に規定する駐車場の使用において、地域住民等の車両による事故の責任を負わないものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲および乙は、この協定の連絡責任者を協定締結後速やかに相互に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有し、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、誠意をもって、甲乙協議の上、決定するものとする。

(裁判管轄)

第11条 この協定に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

令和5年7月28日

甲 青梅市
代表者 青梅市長 浜 中 啓 一

乙 東京都千代田区永田町二丁目4番8号
大和ハウスリート投資法人
執行役員 浅田 利春